

令和8年3月4日

業者各位

壱岐市長 篠原 一生



令和8年度「広報いき」印刷製本業務プロポーザル実施要領

壱岐市では、令和8年度に「広報いき」の作成を予定しています。

つきましては、下記の実施要領・別紙の仕様書を基に、提案書の提出をお願いします。

1. 件名 令和8年度「広報いき」印刷製本業務
2. 実施方法 「広報いき」サンプルページ、提案書、見積書及び広報紙制作実績の提出によるプロポーザルを実施し、候補者を選定する。
3. 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
(令和8年5月号から令和9年4月号まで)
4. 提案限度額 7,564,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
5. スケジュール
 - (1) 公募要領の公表 令和8年3月4日(水)
 - (2) 参加表明書提出期限 令和8年3月13日(金)午後5時必着
(様式第1号を提出すること)
 - (3) 質問の受付締切 令和8年3月16日(月)午後5時(FAX可)
(様式第2号を使用すること)
 - (4) 質問に対する回答期限 令和8年3月17日(火)メールにて送付
(参加表明者全員に回答を提示)
 - (5) 企画提案書提出締切 令和8年3月19日(木)午後5時必着
 - (6) プレゼンテーション審査 令和8年3月24日(火)予定
 - (7) 審査結果の通知 令和8年3月25日(水)
(メールにて参加表明書に記載のアドレス宛に送付)
6. 参加資格
 - (1) 令和8年度壱岐市競争入札参加資格名簿の企画・編集印刷に登録予定(指
名願い提出・審査済み)の者
 - (2) 参加表明書提出日において、「壱岐市が発注する工事等の契約に係る入
札参加資格者の指名停止の措置要領(平成16年壱岐市訓令第29号)」
に基づく指名停止を受けていない者
 - (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に
該当しない者
 - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により更生手続開始の

申立がなされていないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立がなされていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

- (5) 壱岐市契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年壱岐市告示第85号）第4条第1項の規定に該当しない者
- (6) 専門技術者等、十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有している者

7. 提出物
(各6部)

- ・「広報いき」サンプルページ
(表紙、特集、長寿祝い、市からのお知らせ、暮らしの情報、図書館だより、まちの話題、マイクラスルーム、1歳になりまちた、行事予定など全コーナー本文見開きページ)
 - ・提案書（紙面構成や独自の提案など）
 - ・見積書（消費税及び地方消費税を含まない。）
- ※20ページ、22ページ、24ページの場合の月額をそれぞれ記載すること。
- ・会社概要及び実績（様式第3号及び過去に作成した広報紙原本1部以上）
- ※サンプルページ及び提案書についての様式は定めない。

8. 審査方法

提案書等の内容について、プレゼンテーションを行い、審査委員が別に定める選定要領に基づき公平に評価を行い、評価点の合計点が最も高い者を、随意契約の相手方となる優先交渉権者の候補者として選定する。
ただし、参加者が1者の場合は、審査の評価点合計に最低基準を設け、基準を下回った提案は、選定しないものとする。

9. 企画経費

提案書にかかる経費は参加者の負担とする。

10. その他

本事業の速やかな実施のため、提案内容の一部変更を指示することがあるが、了承のこと。
令和8年度予算について、市議会で可決されなかった場合、もしくは選考委員会でいずれの社も委託に相当しないと判断された場合は、このプロポーザルに参加した事業者の中から業務委託を実施しない場合もあります。

11. 問い合わせ先

壱岐市総務部一緒に推進課広報戦略班
長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触562番地
電話 0920-48-1137 (直通)
FAX 0920-48-1553
メール hello@city.iki.lg.jp